

## 第9回 地方法人課税のあり方等に関する検討会 議事次第

平成25年7月2日(火)  
15:00～17:00  
合同庁舎2号館7階 省議室

- 1 開会
- 2 議事  
これまでの議論で出された主な意見について
- 3 閉会

### 配布資料

- (資料1)第8回検討会議事概要
- (資料2)これまでの議論で出された主な意見
- (資料3)税源の偏在度について
- (資料4)地方消費税の清算基準について

## 第 8 回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 5 月 30 日（木） 10 時 00 分～12 時 20 分
- 2 場 所 総務省 7 階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、辻委員、沼尾委員、林委員、吉村委員、吉田委員

## 4 議事次第

- 1 開会
- 2 議事  
「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」のヒアリング
- 3 閉会

## 5 議事の経過

- 神奈川大学経営学部青木宗明教授、和光大学経済経営学部半谷俊彦教授、横浜国立大学経済学部伊集守直准教授から意見の発表があり、それぞれの発表後に委員から質疑があった。

（以下、質疑及び自由討議）

（青木宗明教授より資料に基づいてフランスの財政調整制度の発表あり）

- 水平的財政調整と垂直的財政調整をどう定義するのか。地方税を使った調整を水平的財政調整、国税を使った調整を垂直的財政調整という場合もあれば、国と地方といったレベルの違う政府間での調整を垂直的財政調整といい、同じレベルで調整するのを水平的財政調整という場合もある。（神野会長）
- 純化して言うと、水平的財政調整とは地方税を使った調整ということになるが、フランスでは水平と垂直の区別が非常に曖昧。国の交付金は異なるレベルの政府から来るが地方固有の財源であり、地方税も異なるレベルの国から交付される。国のせいで地方税が減ったり、支出が増えたりした場合には、完全に国が財源を補償するが、地方自治体関係者からすればこの補償財源は地方の固有財源であり、国からもらっているのではないという認識。（青木教授）

- 国税と地方税の違いは、どこが徴収するかにあるとの理解で良いか。また、水平的財政調整制度についての制度設計はどこが行っているのか、国会で決めているとしても、決定に地方が関与できるのか。(小西委員)
  
- フランスの場合、徴税は国に一元化されているが、日本の独自課税に当たる任意税についても国が徴収しているのか。  
また、国が義務付ける税について、税率は条例で設定しているのか。(神野会長)
  
- 任意税はごく一部地方が徴収しているものもある。  
国税、地方税の区別について、課税権者が誰であるかは法律的に定められているにすぎない。立法権は国にあり、地方自治体が毎年決めているのは税率のみ。条例では規定していない。  
財政調整の制度設計は、国会で決定している。上院は完全に地方議員によって選出された地方代表の国会議員であり、ここで企画立案をしている。  
下院についても95%以上が地方議員であり、さらに財政調整については地方財政委員会に必ず諮り、その意見を聞かないと国会も通せないことになっているため、地方の意見は十二分に採り入れられている。(青木教授)
  
- フランスの水平的財政調整制度は安定的なのか、将来の見通しを伺いたい。  
また、例えば景気が上向いた場合、税収格差は拡大するのか、それとも格差は安定的であり、そのような議論は起きないのか。(吉村委員)
  
- この制度については、正直なところ永続的なのか疑問。水平的財政調整は、レジオンでは以前も行われていたのだが、拠出する大都市側に不満が溜まり、関係者はあまり好意的でない。導入された原因が経済財政状況の悪化なので、安定的に行われるかどうかは経済財政状況次第。  
税収の弾力性と格差については、不動産と償却資産と支払賃金等に課していた税を付加価値などに課する税に変えたため、以前より税収の弾力性があることは間違いない。付加価値に対する課税については格差が広がりやすくなった。  
付加価値は大ざっぱに把握されており、GDPよりもNI（国民所得）に近い。(青木教授)
  
- 財政調整の規模が大きければだめという行政裁判の判決についての紹介があったが、量的なめどに関して判示があったのか。  
地方財政委員会は今回の水平的財政調整に関する制度設計に当たり、何か意見を言っているのか。また、何か関わっているのか。(鎌田委員)

○ 憲法に地方財政調整の強化が明記されているとあったが、これがあるため全体の水平調整がスムーズにいく、もしその明記がなければできないと考えるのか。(小山委員)

○ 行政裁判では、数字そのものは出しておらず、調整をし過ぎて自由な行政、自主的な行政を妨げてはならないとしている。しかし、上院はこれに満足せず、数値化しろと主張している。国会議事録を読むと、税込総額の10%を超えると自由な行政が妨げられるというイメージか。

地方財政委員会は、その構成員が国会議員であり、地方議員でもあるため、何をもって関与したというのか難しい。個人としても関与し、組織としても案が出てきたときに意見を求められている。地方財政委員会は決定権を付与されているとか国会に対して優位性があるということはないが、実際の影響力は非常に大きい。

水平的財政調整について、憲法に明記があったことであまり良かったのはご指摘のとおりだと思う。(青木教授)

○ 憲法で地方の自主財源比率の維持が規定され、また税源移譲がどんどん進められ、しかも財政調整の重要性を強調されると、必然的に水平的財政調整に行き着くと予想するがどうか。憲法もそれを予想していたのではないか。また、憲法の規定に財政調整の強化が明記されているとのことだが、財政調整の目的、また目的を具現化する原則としてどのようなものがあるのか。(中村委員)

○ 地方税の税率を決める際に地方議会を通す必要はないのか。また、地域間に税率に違いがあるのか。(林委員)

○ 国から地方に仕事を移す、あるいは地方税収が減少した場合には、税源移譲が基本だが、現実的には地方税源に占める地方税は比率的には増えていない。日本より地方税の比率が低いため、税源移譲をしても格差是正を地方税でやらなければならない訳ではなく、国の交付金で今までどおり調整することも可能であった。

財政調整については、日本で考えられているものとヨーロッパで考えているものは質的にまるで異なる。例えば、ヨーロッパの財政調整では財政需要をほとんど考慮しておらず、税収調整をメインに多少の大変そうな仕事は考慮しようという程度であるため、税源移譲で地方税が増えたから、財政調整は必然的に水平的になるしかないという考えは現実には異なる。

財政調整の目的、原則については、フランスでもいろんな議論があるが、日本の学者が議論しているレベルと比較すると桁違いに表面的。国会でも、

1人当たりの財源を均等化するか、行政サービスの水準を均等化するかといったいろいろな議論がなされているが、明確な結論はない。調整を強めようと言っても、国の財源補償の交付金の中で少しずつ格差是正をやっていこうという程度。

税率は地方が決定しており、基本的に税率決定は自由だが、改革された法人課税の中心部分については全国一律で自由ではない。税率は当然、地方議会が決定している。(青木教授)

- もともと自由な税率で職業税をかけていたが、国際競争力に影響があるという理由で、支払賃金部分についてすべて国税とし、同額を補償することにした。そのため地方団体では、税率引上げの権利を奪われたとして不満が多い。(神野会長)
- 水平的財政調整した原資はどこからきているのか。水平的財政調整を始めた原因が国の財源不足ということだが、地方で増税をして調整の原資としたのか。(林委員)
- 調整の原資は国からも増えておらず、地方も増税しておらず、改革に伴い増加した税収の一部を使っている。(青木教授)
- 地方自治体の税金を国が徴収できなかった場合には、全額補償する。そのため、実際の地方税収は減少しても、補償されることになっている。(神野会長)
- 補償される税源については、経済成長率若しくは物価上昇率で伸ばすことになっている。今回改革された付加価値への課税については、経済成長に合わせて成長することが前提で、成長が止まれば増収にはならないが、その差は補償されている。補償は完璧に行われるが、水平的財政調整の財源は、地方で出している形になる。この調整のために特別に何か追加措置を講ずることは一切していない。(青木教授)
- コミューンの単独事業は日本と比べて活発になされているか。(吉田委員)
- 建設事業については相当活発に行われている。フランスの政府総固定資本形成の7割は地方がやっており、そのうち6割はコミューンが行っている。単独事業に加え補助事業もあり、補助事業の規模は大きい。(青木教授)

(半谷俊彦教授より資料に基づいてドイツの財政調整制度の発表あり)

- 1949年の憲法制定時点において、すでに州間あるいは州と連邦との間の財産調整の考え方がそもそもあったということになるのか。(小山委員)
  
- 戦前のドイツ帝国においては、領邦国家が緩やかな連携でつながっている形で、州が拠出し、連邦を賄う状態で、盟主のプロイセンが中心となり、財政力の弱い州を助けていた。次のワイマール共和国は中央集権的な国になり、連邦へ税源移譲し、連邦が調整した。戦後の占領下では、連邦が解体され州政府が主体となって行政を行っていたが、軍の基地があるところ、港があり関税が入ってくるなど極端に財政力が強い州、市町村が存在しており、州政府同士の話し合いで自発的、自然発生的な水平的財政調整として、財政力が強いところが拠出し、弱いところが受け取る基金が作られた。  
ドイツとしては多分ワイマール的な国家を維持していきかけたが、占領軍によってドイツ帝国時代の形に戻り、その中で州間の財政調整も復活したと考えられる。(半谷教授)
  
- 連邦財政調整法と個々の税法との関係はどうなっているのか。連邦財政調整法が上位に立つこともあり得るし、税法の中に連邦財政調整法が入り込むこともあり得るし、一切関係ないこともあり得ると考えるがどうか。(小山委員)
  
- 個々の税法と財政調整法は全く関係なく制定されており、税についてはほぼ全てを連邦法で規定し、それを所与の状態として、財政調整を行っている。  
州には基本的に税に関する立法権は全くないが、市町村税に関しては、州に立法権があるものの多くの州は市町村にその権限を委譲しており、市町村が独自に、既存の税に重複しない範囲で課税することができる。(半谷教授)
  
- ドイツは国全体で地方財政計画や地財対策を制度的に持っているのか。その場合に財源保障は州間で検討しているのか、市町村間の財源保障まで念頭に置いて財政調整制度が組まれているのか。  
また、市町村の税収が少ないようだが、州から市町村への調整が結構な規模で行われていると考えてよいのか。各州と市町村との財政調整制度は、大体標準的に同じような制度なのか、それとも州によって対照的な制度を持っているのか。  
償却資産に対する課税なども含めて、ドイツの企業の税負担は日本と比べてどれくらいの水準と考えるか。(辻委員)

- 地財対策があるかについては、連邦補充交付金として連邦は現実的に州の財源を保障しているが、基本的に州政府と連邦政府は対等という観念にたっており、話し合いの中で決定していくこととされ、連邦が保障してやるという態度ではない。

水平的財政調整を行うときに、州の課税力は州税と市町村税の両方で測っている。財政需要を人口数で測るときも、州の人口と市町村の人口を足している。つまり課税力、財政需要とも市町村分を含めて測っている。

需要額の積み上げ計算は行われていない。全州の総税収を補正人口で割り直したときの額が財政需要とされている。

市町村に対する財政調整の規模は、州ごとに異なるが、共同税から受けている税収の何%を市町村への交付金に充てるか、あらかじめ各州で固定されている。その総額に加えて、財政力の強い市町村から納付金を受け、その総額を財政力の弱い市町村で割っている。

法人税の税収は全租税収入の1.4%しかない。これは法人成りが少ないことも理由で、合資会社などでは構成員である社員の所得としてカウントされる。このため、企業がどれほどの負担をしているのか、比較は難しい。ただ、法人課税については、ドイツはヨーロッパの中では非常に高かったので、1997年から企業減税を繰り返してきている。実態としては法人擬制的な課税をしており、出資者に対する所得税が中心で、法人課税は弱まっている。

(半谷教授)

- 共同税はドイツに特殊な存在として議論しがちだが、結局、所得税、法人税、消費税の3つの主要な税が共同税になっていて、連邦の法律で州と連邦の取り分が決まっている。これは、例えば所得税の場合は、日本で地方が住民税を法定税率で課税しているのと同じ状況ではないか。州の税収の比率が高いが、日本の場合は国が徴税して交付税や国庫支出金に回しているの、日本の地方が独自に課税せず、税率を変えないとすれば、実質的には日本の地方税と国税の構造とあまり変わらないとも思うがどうか。(林委員)

- 共同税については法定税率で分けているので、ご指摘のイメージでよいと思う。(半谷教授)

- 共同税が税収の7割を占めると、自主財源という概念はほとんどないのではないか。地域振興、徴税努力など増収に向けたインセンティブやモラルなどに問題が生じることはないか。(熊野委員)

- 税法自体は連邦で決めるが、それを徴収するのも、使うのも基本的に州であり、徴収した税収の一部を連邦に納めている。州が主体性を持って徴収しているので、モラルハザードのようなものはないと思われる。(半谷教授)

(伊集守直准教授より資料に基づいてスウェーデンの財政調整制度の発表あり)

- スウェーデンの地方税を考える場合、所得税が重要になるが、税率は自由に決められるとあるが、課税ベースについてはどのような裁量があるのか。また、地方において税率を上げる時、抵抗は多いのか、少ないのか。地方の所得税について、日本では地方が社会保険料を徴収していることを考慮して比較した場合にはどれくらいになるのか。(林委員)

- 課税ベースに関しては、地方の裁量は一切ない。税率を上げる際の抵抗については、地方団体のサービス内容の拡大を伴いながら引き上げられているので、ある程度速やかに行える状況であったと見られる。また近年は大きな税率の変化はなく、およそ30%で落ち着いている。

日本での健康保険や介護保険は地方団体が税で行っているため、保険料負担はない。このため日本と比較するときは保険料相当分を割り引く必要がある。

国の社会保険などを含めると、年金なども基本的に保険料は雇用主負担であり、その分の世帯負担はない。年金は自己負担分が入ってきているが、拠出後に国税から税額控除されるため、実質的な負担はなく、負担が所得税に集中していると言える。(伊集准教授)

- 1996年の水平的財政調整制度導入の際に、地方政府の課税権の侵害との批判があったとのことだが、税源自体を国に移譲する、国税の税負担を引き上げるなどの議論はなかったのか。

また、財政調整の計算方法や執行に関して、96年以降の意見提出や協議のあり方など地方政府の関与はどのようになっているのか。(沼尾委員)

- 水平的財政調整導入の際に、国で財源を強化するという議論はなかった。なぜ水平的財政調整制度が導入されたかという点、今の制度の軸ができた93年の改革で収入平準化と費用平準化が行われることとなったが、収入平準化は国が決めた保障レベルを超えた部分の対象としないことと成り、不交付団体が生じることとなった。この場合、国の事務を地方に委譲したときに、不交付団体があると交付金を通じた財源保障ができないことから、全ての団体を制度の中に取り込むことが一つの目的としてあった。

もう一つは、国の財政状況にかかわらず、地方が水平的に行うため必ず平準化できることから、持続可能であること。

地方政府の関与については、歴史的に地方政府の発言権が非常に高く、制



度的にも地方政府連合を通じて意見を提出する。また、財政調整制度の変更を行うときには、地方議員や元地方議員が参加する委員会を国が立ち上げ、地方政府連合の職員が事務方に参加するなどしており、地方政府をしっかりと参加させて議論している。

93年の改革では、もともと地方政府連合の前身であるコミューン連合が80年代から出していた財政調整制度の変更に関わる提案を土台にして、国が議論を始めた。(伊集准教授)

以上

# これまでの議論で出された 主な意見

## これまでの議論で出された主な意見

### I. 税源の偏在性について

- (1) 是正すべき税源の偏在とは
- (2) 税源の偏在性を何で評価するか（指標その他）
- (3) 現状及び社会保障・税一体改革後の税源の偏在性をどう評価するか
- (4) 偏在性の小さい地方税体系は構築されたと評価するか

### II. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

- (1) 地方法人課税等の今後のあり方
  - ①地方法人課税の考え方
  - ②地方法人所得課税のあり方
  - ③法人事業税の外形標準課税のあり方等
- (2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担
  - ①国税、地方税、交付税財源の税源配分
  - ②その他の措置（地方法人特別税・譲与税、地方共同税、付加価値による清算等）

## I. 税源の偏在性について

### (1) 是正すべき税源の偏在とは

- 「偏在」は単に税収等が偏在している状態を指すが、「格差」は需要面や歳出面を考慮した概念となる。なるべく偏在性の小さい税を地方税に持って行くことや、なるべく偏在性の小さい税として地方税を仕組むことが地方税の原則だが、これは上記のような概念を前提に言っているという理解でよいか。「格差」と言ったときは若干価値観が入ってくるという理解でよいか。
- 税源偏在を考えるに当たっては、税収が充当される行政サービスの大きさを考慮に入れる必要がある。社会保障関連の需要が首都圏や大都市圏で伸びる一方で、地方では国土保全などの需要がある。
- 首都である東京は治安対策をはじめ膨大な財政需要を抱える。またインフラ投資はその効果が全国に波及する。
- 乳幼児医療助成などのサービスが自治体によって違うのは、公平性の原則から許容できないのではないか。

## I. 税源の偏在性について

### (2) 税源の偏在性を何で評価するか(指標その他)

- どのような評価軸で偏在性を捉えていくのか、議論する必要がある。産業構造や人口構成等の変化に伴い各地域の企業活動がダイナミックに変化するという視点が必要。
- 企業を通じて集める税金が、住民1人当たりで見ると等しくなければならないか疑問であるが、経済活動の高さと比較しても、東京都には税収が集中しすぎている。
- 首都である東京には全国の大企業の4割近く、従業員の約30%が所在するなど経済機能が集中しており、税収は一定程度集中する必然性がある。
- 地方法人二税の税収の対全国シェアは、東京以外はほとんど民間産業の付加価値のシェアとほぼ同じになる。東京は他の地方から少しずつ税収を貰ってきているのでシェアが高くなっている。
- 昼間人口1人当たり税収で比較すれば、夜間人口1人当たり税収と比べ偏在度は縮小する。
- 地方法人課税の偏在が言われるが、財政調整制度も存在しており、一般財源ベースで見た偏在度も含めて考えないと議論が偏る。
- 地方交付税等による財政調整後の一般財源ベースで見れば、都は全国平均と同程度。
- 財政の余裕度の格差は1人当たりの一般財源の比較では分からず、留保財源と財源超過額の合計額で比較して考えるべき。

## I. 税源の偏在性について

### (3) 現状及び社会保障・税一体改革後の税源の偏在性をどう評価するか

- 地方消費税の増収が、交付団体では交付税の減少と相殺され、不交付団体ではそのまま財源超過額に乗ってくることを考えると、財政力の格差が縮小するとは言えない。
- 消費税率・地方消費税率の引上げについて、国民は社会保障に使われるということをやむを得ないと考えているが、これにより財源超過がかなり増える団体が出てくるのはどうか。
- 地方法人特別税・譲与税を廃止すれば、地域間の税源偏在が再び拡大し、さらに地方消費税率が上がれば地方財政に占める税の割合が高まり、財政力格差が拡大する。
- 地方法人特別税・譲与税を撤廃し、法人事業税に復元しても、地方消費税率引上げ後では偏在度は現在より拡大しない。

## I. 税源の偏在性について

### (4) 偏在性の小さい地方税体系は構築されたと評価するか

○ 社会保障・税一体改革関連法による地方消費税率の引上げは、地方の社会保障財源を確保する措置であり、「偏在性の小さい地方税体系の構築」は行われておらず「税制の抜本的な改革」は道半ばであり、さらに消費税・地方消費税の税率を引き上げる段階までに地方法人課税の抜本的な議論を行い、その際に特別税制度を廃止すべきと考えられる。

一方、次の消費税増税の機会は今先であり、少なくとも偏在性の小さい地方消費税が今回充実されたことから、速やかに特別税制度を抜本的に見直すべきではないか。

○ 地方法人特別税・譲与税は消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として導入されたものであり、今回の消費税率の引上げに併せて、確実に廃止されなければならない。

## Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

### (1) 地方法人課税等の今後のあり方

#### ① 地方法人課税の考え方

- 地方税の役割は住民が受益する公共サービスの財源の確保であり、公平性の観点から、住民との間で応益原則を満たしていることが、地方税として望ましい。
- 地方法人二税は、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うために当該サービスを受ける法人に課税するもの。
- 地方における法人の活動実態は否定できるものではないことから、法人にそれなりの税負担を求めることはごく自然な考え方。
- 地方団体は法人に選挙権がないので安易に負担を求めるとの議論があるが、法人は地域にとっては巨大な存在。地方団体の基幹税の一つとして地方法人二税を維持していくことが適当。
- 法人には投票権が与えられず、課税の意思決定に関与できない問題がある。  
法人と株主が同じ地域内に所在する可能性が高まることから、法人課税は広域の政府が行うことが望ましい。
- 法人事業税は、法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税、法人住民税は、地域の構成員である法人が行政サービスの経費を負担するという考え方に基づく税であり、歴史的沿革を見ても、地方税としてそれぞれ重要な役割を担っている。



## Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

### (1) 地方法人課税等の今後のあり方

#### ① 地方法人課税の考え方（続き）

- 応能、応益という言葉は、課税の根拠と負担の程度の2つのレベルでの使い方がある。法人課税の根拠としては応益課税の考え方をとる一方で、負担の程度は応能の考え方により求めることになるのではないか。
- 法人の行政サービスからの受益の測定や特定は難しい。便宜的には、物税として外形的な基準で課税することが望ましい。
- シャウプ勧告により創設された附加価値税は施行されずに廃止されたが、応益性の原則、負担分任原則から見て望ましい外形標準課税としての側面があり、最終的に法人事業税の外形標準課税として実現したという歴史を考える必要がある。
- 地方団体によるナショナルミニマムの確保のための財源保障が国の責務であることを基本に考えれば、偏在度の小さい地方税体系の構築が第一ではないか。  
また、今後の人口予測から、税収の偏在は今後さらに拡大することを考えて税制改革をしていかなければならない。
- 高齢社会化が進みつつある中で、公共サービスの安定的な提供のため、税収が安定していることが、地方税として望ましい。

## Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

### (1) 地方法人課税等の今後のあり方

#### ② 地方法人所得課税のあり方

- 法人所得課税は景気により税収が大きく変動し、税源の偏在も著しいことから、地方税の基幹的税目としては不適當。
- 法人所得課税を強化すると法人が逃げるため租税輸出が生じうる。また、税収に占める法人課税のウェートが高い場合には巨大企業の動向が自治体の財政状況に影響する。
- 企業の活動は、その従業員の生活を含めて特定の地域の中で完結することはまれであり、地方法人所得課税は各自治体固有のものではなく自治体共有の財源と捉えるべき。
- 応益課税は地方税のあるべき原則だが、実態が伴っていない。実態は、取りやすいところから取る口実として応益原則が使われるか、真摯に応益原則を追求したつもりが、労働者又は消費者への転嫁あるいは税制の複雑性のために経済的帰結がそうならないかのどちらか。
- 日本の地方税収に占める法人所得課税の構成割合は、世界的に見て極めて大きく異質。

## Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

### (1) 地方法人課税等の今後のあり方

#### ② 地方法人所得課税のあり方（続き）

- 法人課税の問題は地方税の中で自己完結せず、グローバル経済に関わる問題。法人実効税率を下げるべき。
- 地方法人課税を統合した後の法人税の実効税率を引き下げるときには、課税ベースの拡大を併せて行うべき。ネットの減税は行うべきではない。
- 我が国の立地競争力の強化、内外の企業による投資促進、国内の雇用の維持・拡大のため、法人実効税率を最終的にはアジア近隣諸国並みの20%台まで引き下げることが不可欠。税率の引下げと課税ベースの拡大はセット。
- 法人実効税率を国際比較して、日本は地方の法人課税が大きいから高いという議論があるが、地方が対企業の行政サービスを担っていることを同時に考えないと議論できない。
- 経済界は税率を引き下げることによって国の経済成長や国際競争力を高めるとの主張であるが、必ずしもそうとは限らないという考え方もある。法人税率は競争力の一つの要素。代替税源がなかなか見つからないのに減税をすることで社会的なインフラや行政サービスを切り捨てるリスクもある。

## Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

### (1) 地方法人課税等の今後のあり方

#### ③ 法人事業税の外形標準課税のあり方等

- 法人事業税については、中小法人の負担に引き続き配慮しつつ、税収の安定化、偏在の是正に効果がある付加価値割など外形標準課税の拡大を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当。
- 原則すべての企業に外形標準課税を適用するといった改革が必要。企業は社会的責任に見合った負担をすべき。なお、中小企業については雇用安定控除のウェートを引き上げるべき。
- 付加価値割の割合を拡大することで偏在是正効果が期待できるのであれば、税制の中で偏在是正のためにやれることはやる必要があるのではないか。
- 外形標準課税は仕向地課税にはできず、国境調整ができないことから国際競争には不利。拡大することが日本経済にとって本当によいか。また、所得課税が減って企業の空洞化が防げるという効果は必ずしもあるとは言えないのではないか。
- 企業は既に法人住民税均等割のほか、固定資産税、都市計画税、事業所税など、所得の有無にかかわらず地方税を負担。付加価値割は雇用に対する課税であり、資本割は企業の自己資本の充実等の競争力強化に向けた取組を阻害。外形標準課税の対象を中小企業にも拡大した場合、欠損法人が大半を占める中小企業の経営を大きく圧迫し、地域経済全般にマイナス。
- 実物経済に比べ金融経済が膨れ上がっている時代に、金融業の外形標準のあり方も少し考えておかなければいけない。

## Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

### (1) 地方法人課税等の今後のあり方

#### ③ 法人事業税の外形標準課税のあり方等（続き）

- 分割基準の平準化は単なる譲与税化。企業は納税コストが増加し、立地していない地方にまで納税しなければならない。
- 分割基準はあくまで行政サービスの受益と負担の関係の中、あるいは税源の所在地と税収の帰属地が一致する形での基準でなければならない。財政調整手段を組み合わせる形で分割基準を用いることは、税の論理ではなく、再分配の論理がまざり分割基準を歪める。
- 法人事業税の分割基準、地方消費税の清算基準を、財政調整を目的として変えていくことは、応益性にそぐわなくなり、国の財政責任が曖昧になることから行うべきではない。

## Ⅱ．税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

### (2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担

#### ① 国税、地方税、交付税財源の税源配分

- これまでの累次の法人税減税により交付税原資分の比重が低下する一方で、地方法人課税は比較的税収が維持され、比重が高まっていることから、法人課税に起因する団体間の偏在性は拡大する方向にあるのではないか。
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、都道府県分は全ての、市町村分は一部の法人住民税法人税割を国税化して地方交付税の原資とする。同時に、地方交付税の原資とする市町村分の法人住民税法人税割の総額と同額の消費税（交付税原資分）を地方消費税とする税源交換を行い、地方消費税化した全額を市町村に交付してはどうか。
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、税源交換は困難としても、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資としてはどうか。
- 法人事業税に係るシャープ勧告以来の応益性確保の努力や、法人事業税が都道府県にのみ存在することを考えると、税源交換の財源としては法人事業税ではなく法人住民税を考えてはどうか。その場合は、国の財政責任を明らかにするため、地方の合意のもとに国税化すべき。
- 税源交換の財源としてではなく、社会保障の財源として消費税率が上がったが、地方法人特別譲与税を廃止してその分を交付税原資に入れる見返りに、現在の交付税原資分の消費税を地方消費税に振り替える選択肢もあるのではないか。

## Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

### (2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担

#### ① 国税、地方税、交付税財源の税源配分（続き）

- 偏在の是正という観点のみに基づいて税源交換を行うことは、合理的とは言い難い。地方法人二税が課税自主権を活用した税源涵養インセンティブの機能も果たしていることに留意すべき。
- 地方法人所得課税は国税化を図った上で、配分において地方交付税、地方譲与税等も合わせた一般財源を保障する仕組みを構築すべき。
- 地方法人特別税と法人事業税は法人税と統合して課税ベースを統一し、法人住民税は減税すべき。
- 今後、成長戦略の視点による改革に的確かつ機動的に対応するためには法人所得課税を国が一元的に管理することが望ましい。
- 国と地方の法人に対する税制の一本化は簡素化につながり、企業にとっては大変な負担軽減になる。また法人実効税率の引下げが課題となるときに国として対処しやすい。

## Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

### (2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担

#### ② その他の措置(地方法人特別税・譲与税、地方共同税、付加価値による清算等)

- 地方法人特別税・譲与税の導入は緊急避難的な措置としてやむを得なかったと思うが、個別の税について税収の配分を調整することが、財政調整制度として地方交付税がある中でどこまで許容されるのか。
- 財源超過額が特に大きい団体の存在を前提とすると、不交付団体を含めた地方団体間の財政力格差の縮小のためのメカニズムを、地方税内部に入れることを考えるべき。  
地方法人特別税の仕組みを他の税目に拡大することを検討すべき。
- 税源の偏在が日本経済の一極集中から生じているのであれば、不交付団体からも負担を求めても決しておかしくはない。
- 税制に財政調整機能を組み込むことは、あるべき地方税の原則から離反するおそれ大きい。財政調整は地方交付税によることが望ましい。
- 地方法人特別税・譲与税は、地方自治体の自主財源である法人事業税を税の理論を超えて財政調整の手段として用いたものであり、確実に撤廃し地方税として復元すべき。



## Ⅱ. 税源の偏在性の是正策と地方法人課税のあり方

### (2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担

#### ② その他の措置(地方法人特別税・譲与税、地方共同税、付加価値による清算等) (続き)

- 地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、法人事業税又は法人住民税法人税割の一部を「全都道府県共通の課題のために課す税」である地方共同税と位置付け、客観的指標により配分してはどうか。
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、今回引き上げられる地方消費税の一部を地方共同税と位置付け、客観的指標により配分してはどうか。また地方が主体的に税率を引き上げる仕組みとしてはどうか。
- 応益的担税力が広域化しており、これに見合う共同課税こそが公平課税と言えるのではないか。
- 税源の所在地と税収の帰属地が一致しない地方共同税は、受益と負担の関係を断ち切り、地方の課税自主権を自ら否定するものであり、もはや地方税とは言えない。

## Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

### (2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担

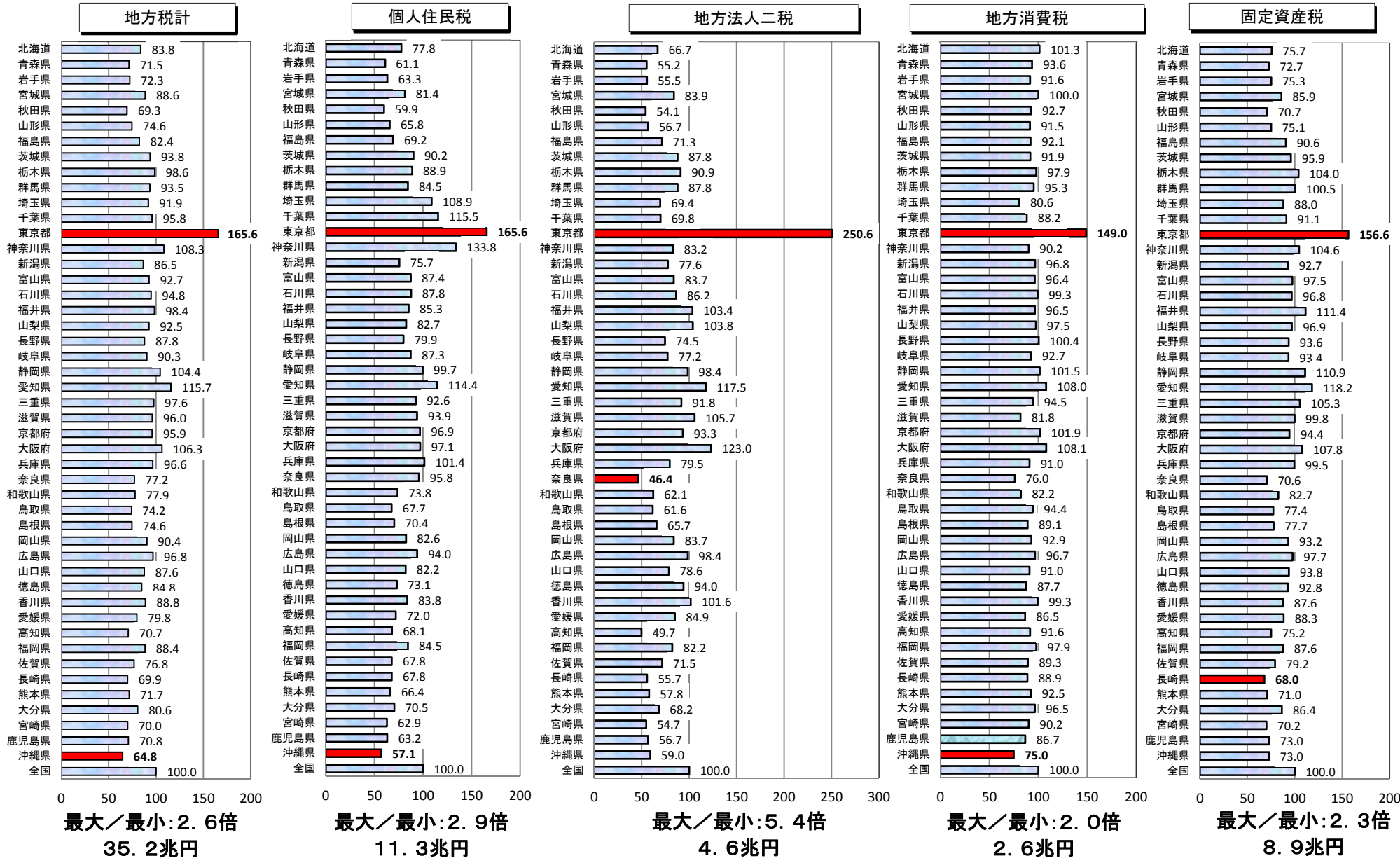
#### ② その他の措置(地方法人特別税・譲与税、地方共同税、付加価値による清算等) (続き)

- 赤字法人も地方の行政サービスを受けているのに、所得を課税標準とする課税が受益と見合ったものとなるか。乖離があるのであれば、税収の偏在是正を清算のスキームで考えることも可能ではないか。
- 生産活動（付加価値）を応益性を表す1つの指標と考えれば、これに応じた税収の配分は県内純生産による清算で実現できる。
- 地方消費税の各自治体への配分において財政需要を反映すべきという意見もある。清算基準で財政需要を考慮することには無理があると思うが、消費譲与税だとどこまで財政需要を考慮できるのか。譲与税という制度本来の趣旨に照らして議論しておく必要がある。

# 税源の偏在度について

# 地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度決算額)

第2回検討会  
事務局提出資料

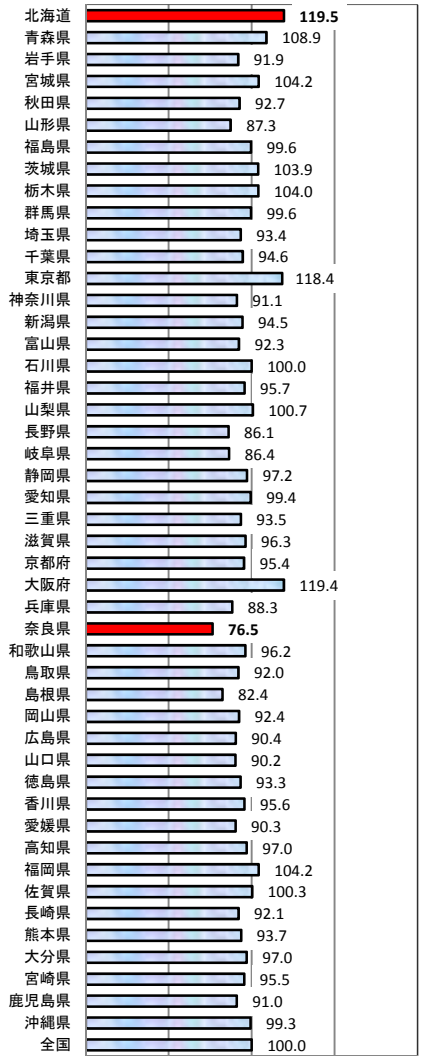


※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである  
 ※ 地方税計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである  
 ※ 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く  
 ※ 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く  
 ※ 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く  
 ※ 「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である  
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による

# 地方税各税目の人口一人当たり税收額(平成22年度)

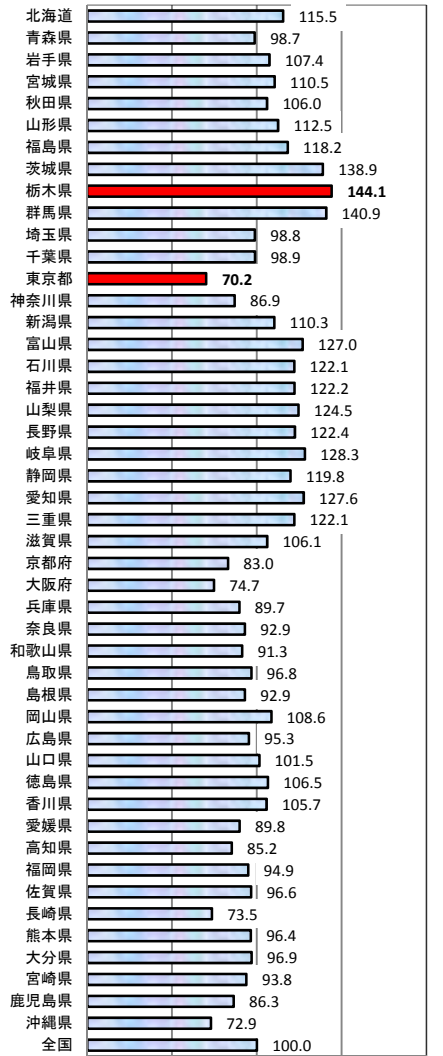
第2回検討会  
事務局提出資料

### 地方たばこ税



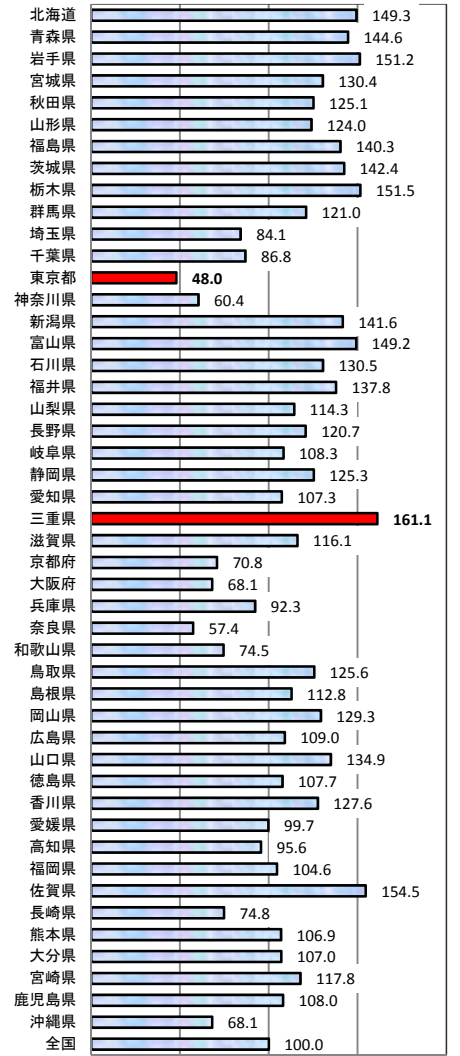
最大/最小: 1.6倍  
1.0兆円

### 自動車税



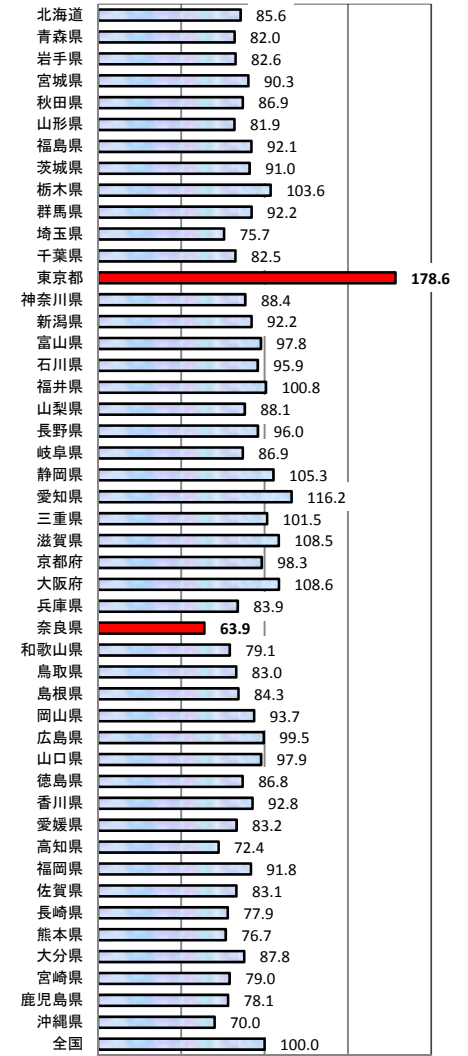
最大/最小: 2.1倍  
1.6兆円

### 軽油引取税



最大/最小: 3.4倍  
0.9兆円

### (参考) 県内総生産(平成21年度)



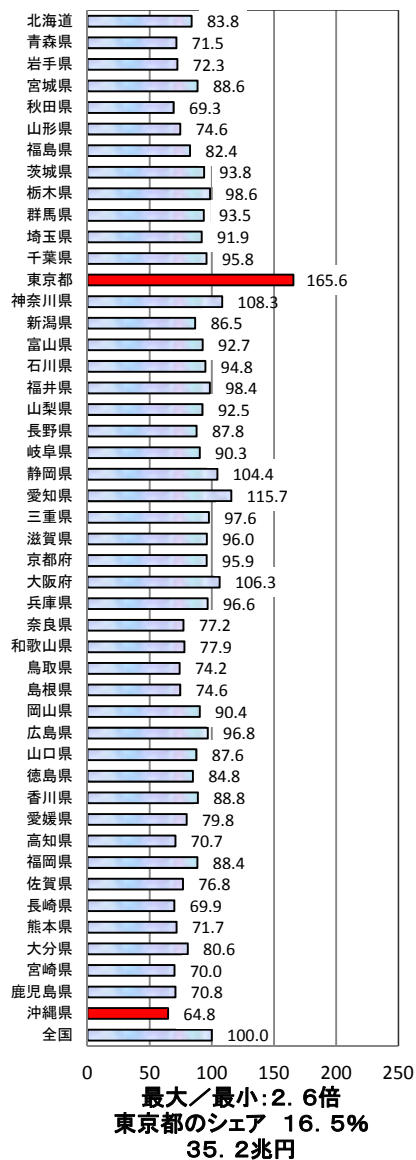
最大/最小: 2.8倍  
483.2兆円

※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである  
 ※ 地方たばこ税の税收額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である  
 ※ 自動車税の税收額は、超過課税分を除いた額である  
 ※ 軽油引取税の税收額は、平成21年度改正前の目的税分を含む額である  
 ※ 「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり税收額の最大値を最小値で割った数値である  
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による  
 ※ (参考)は平成21年度の人口一人当たりの県内総生産額である

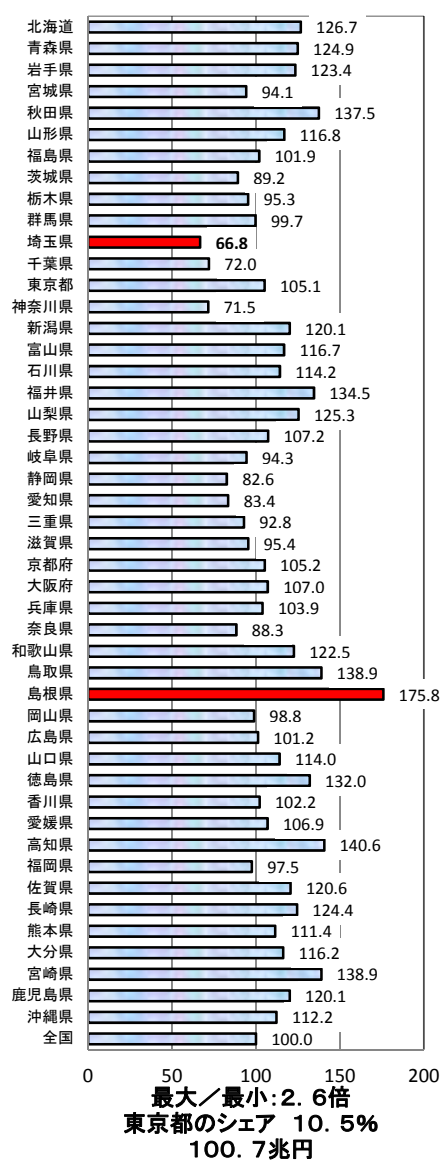
# 人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成22年度）

第2回検討会  
事務局提出資料

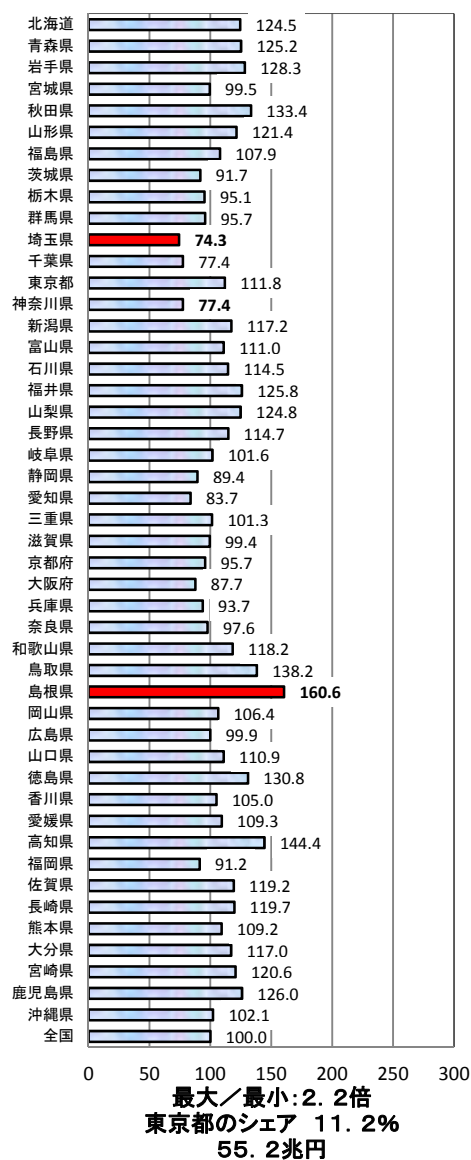
## 地方税計



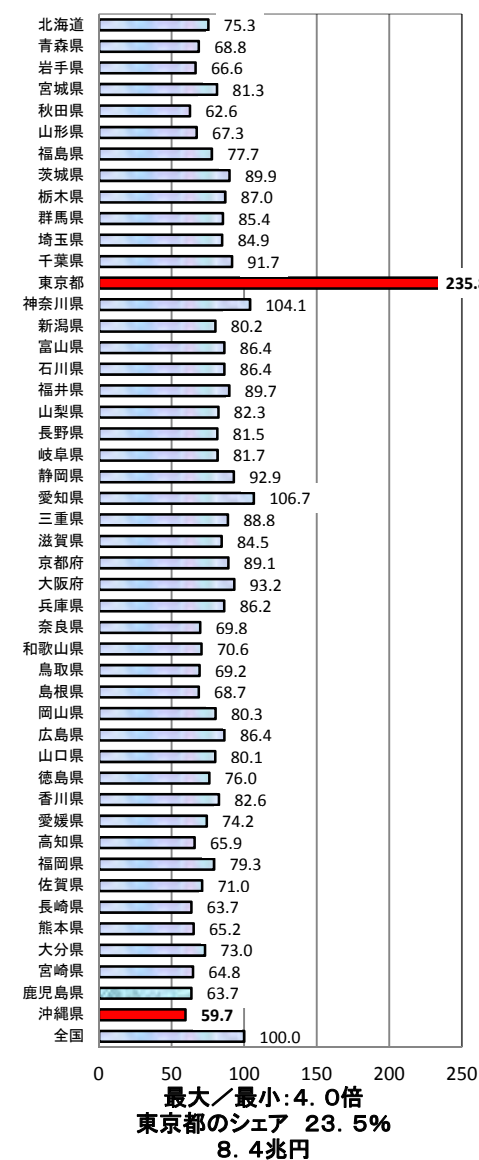
## 歳出総額



## 一般財源



## 留保財源+財源超過額



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である

※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額

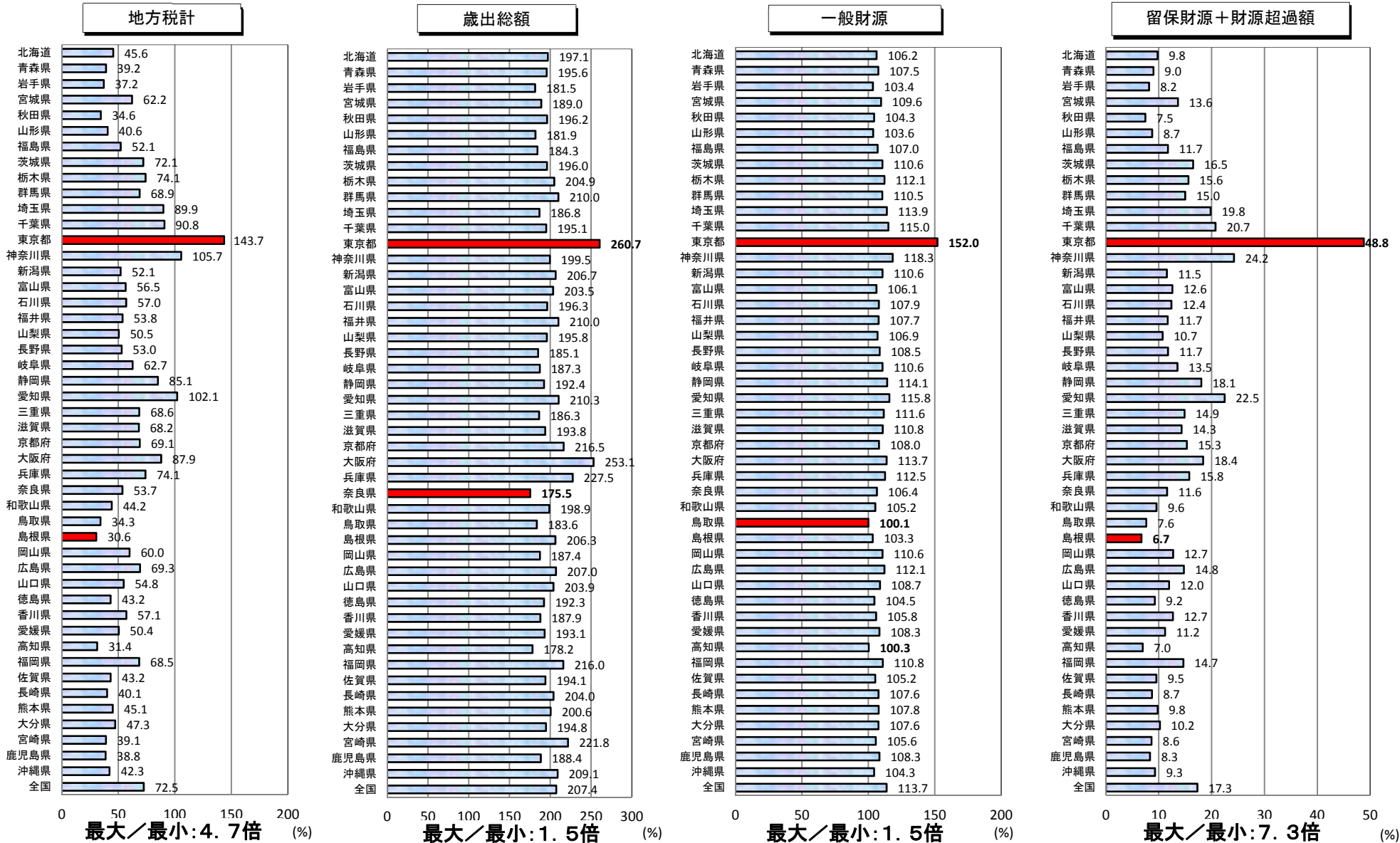
※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である

※人口は平成22年度末時点の住民基本台帳人口による

# 税收等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率(平成22年度)

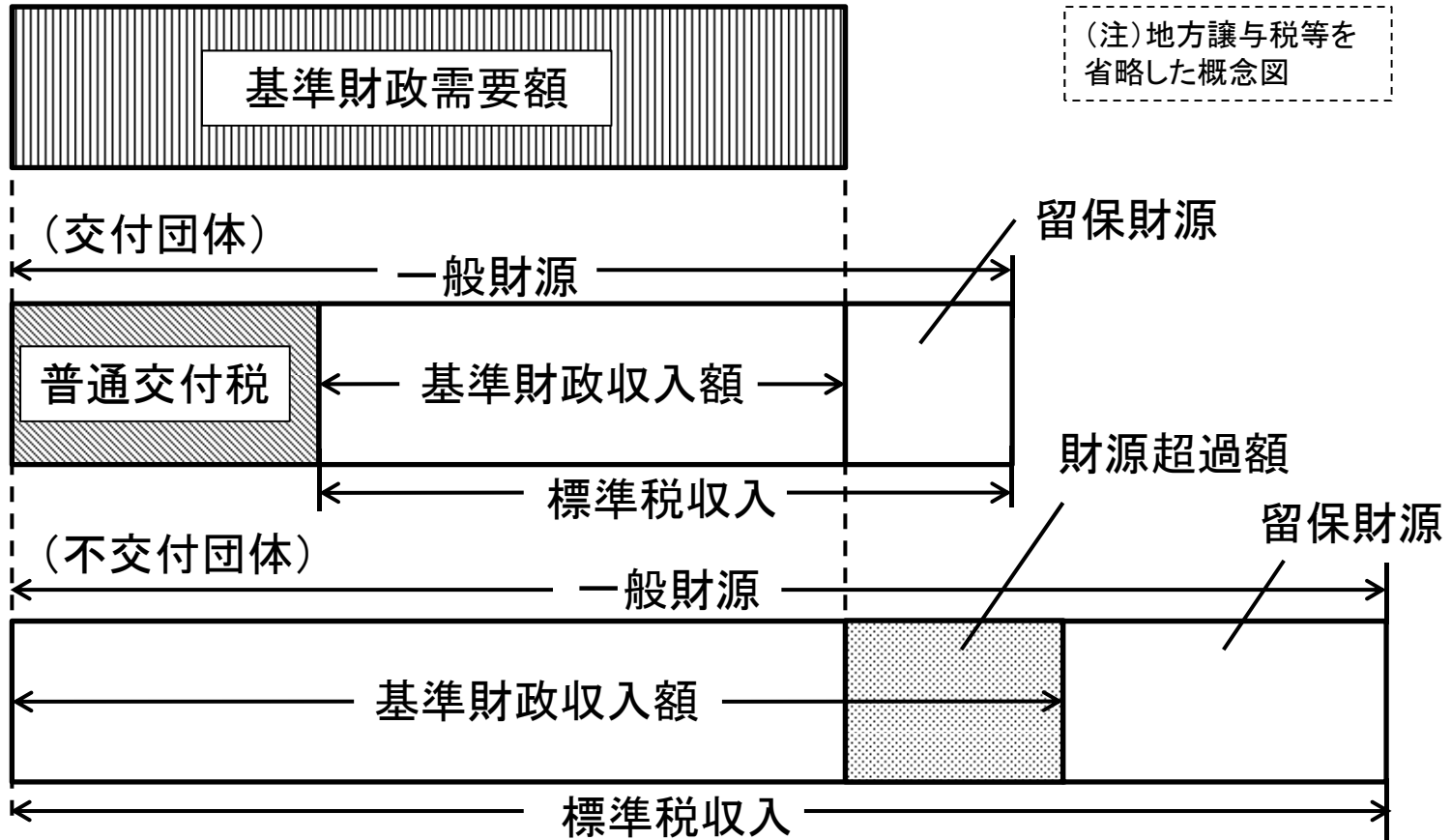
第2回検討会  
事務局提出資料



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である  
 ※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である  
 ※基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額は、平成22年度再算定後の数値による  
 ※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額  
 ※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである  
 ※「最大/最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

(説明)

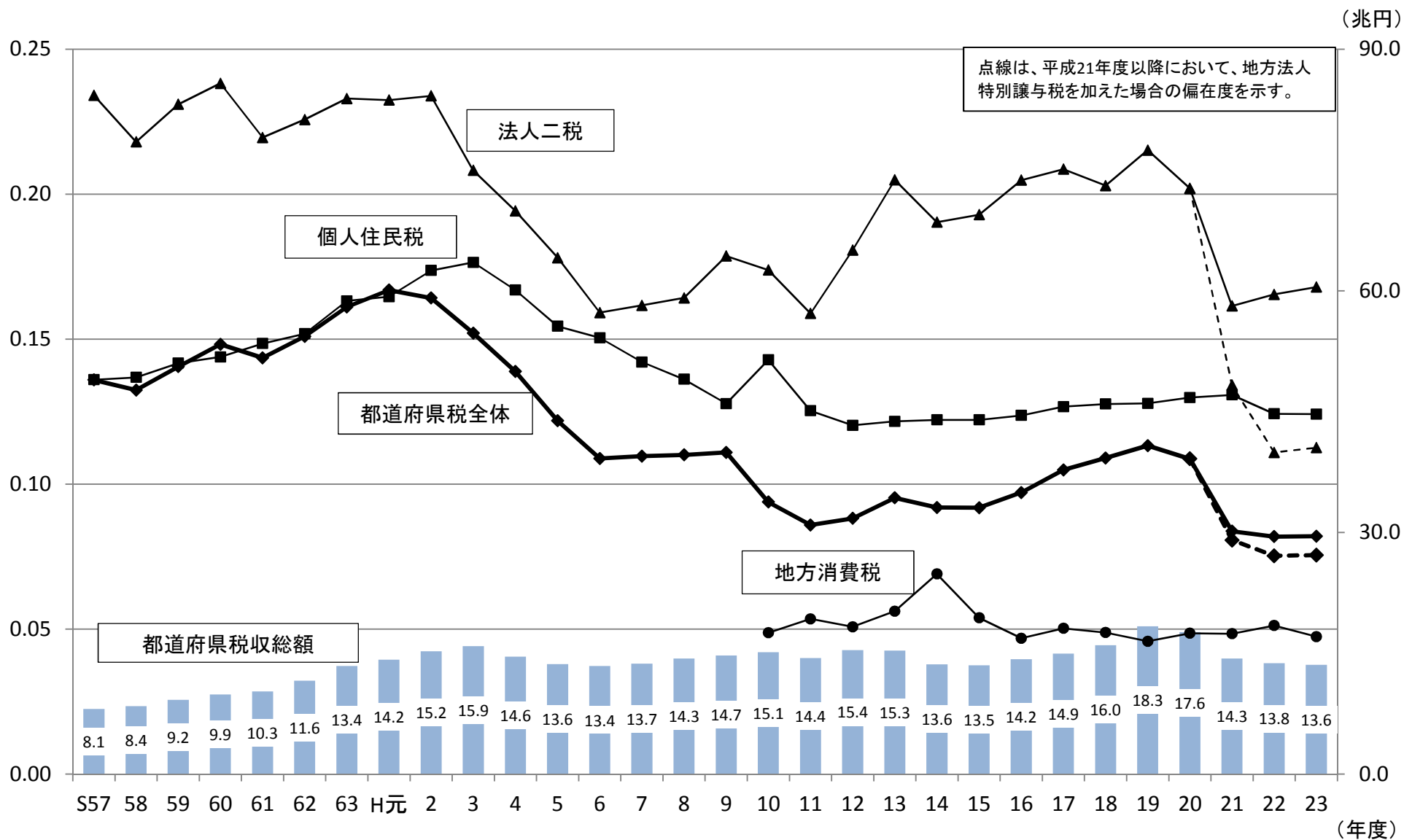
1 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について



- 2 「地方税計」には地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外税の額を除く
- 3 「歳出総額」は一般財源のほか国庫補助金、地方債等を財源とするものを含めた、地方団体が行政サービスの提供等に要したすべての経費（基準財政需要財政額より大きくなる）
- 4 「一般財源」は用途が特定されず、地方団体がどのような経費にも使用できる財源であり、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の総額
- 5 人口1人当たりの税収額の指数は、各都道府県の地方税収額（市町村分を含む。以下同じ）を人口で除して「各都道府県の人口1人当たりの税収額」を、全国計の地方税収額を全国の人口で除して「全国の人口1人当たりの税収額」を算出し、前者を後者で除して100倍したもの



## 都道府県税の偏在度(ジニ係数)の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。  $\text{ジニ係数} = [\text{共分散} \times 2] / [\text{都道府県数} \times \text{平均値}]$

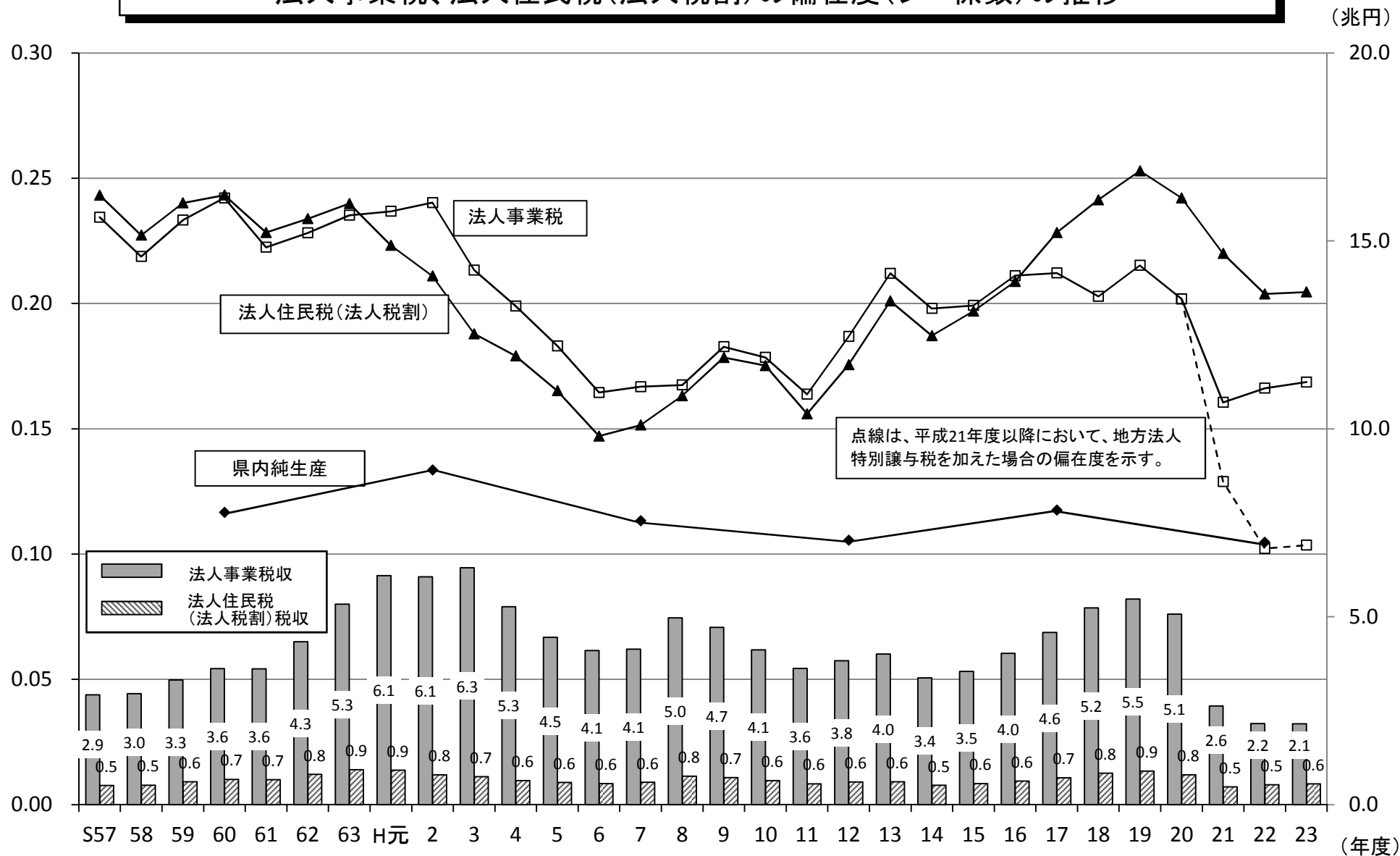
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移



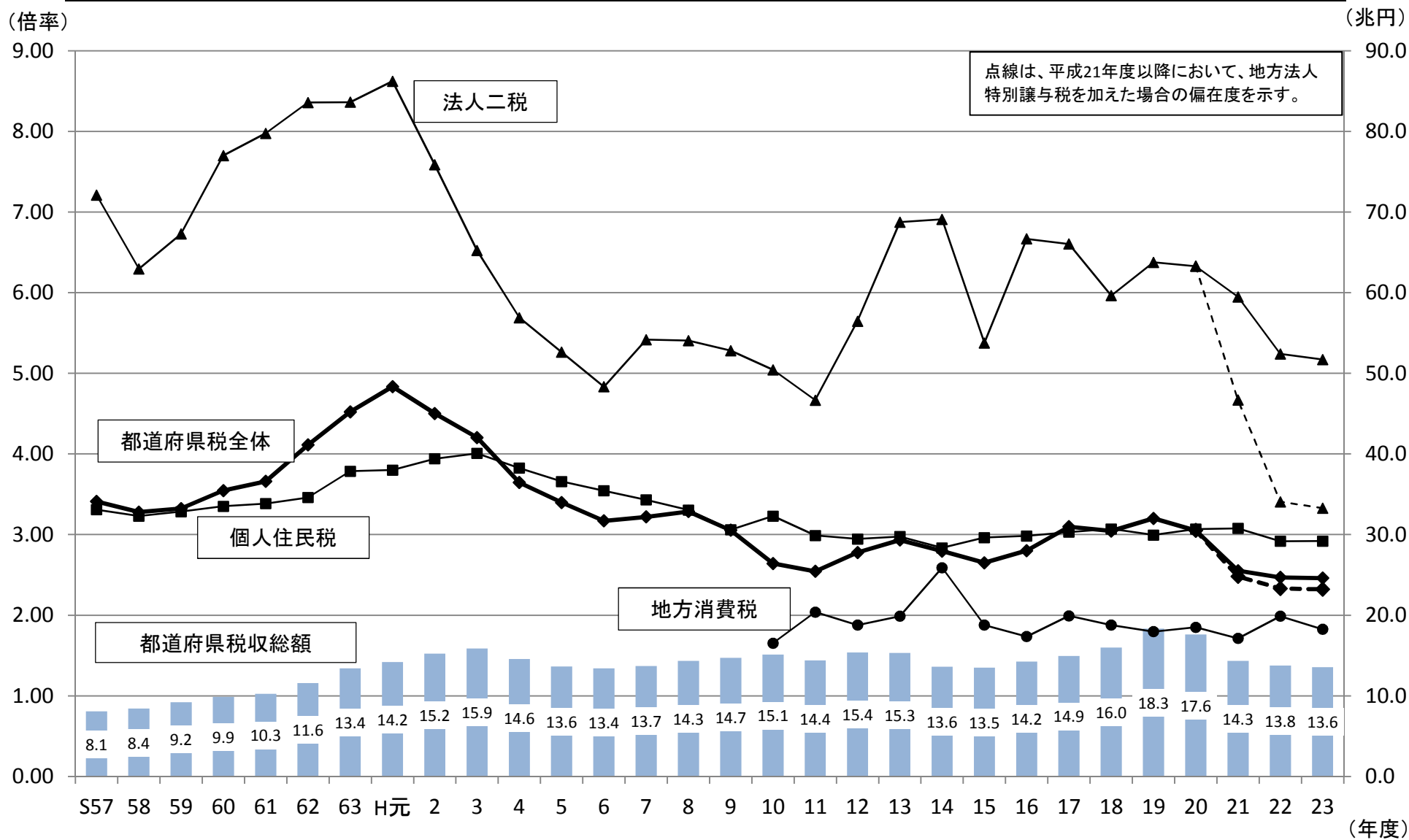
※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。  $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。

※4 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

## 都道府県税の偏在度(最大/最小)の推移



※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

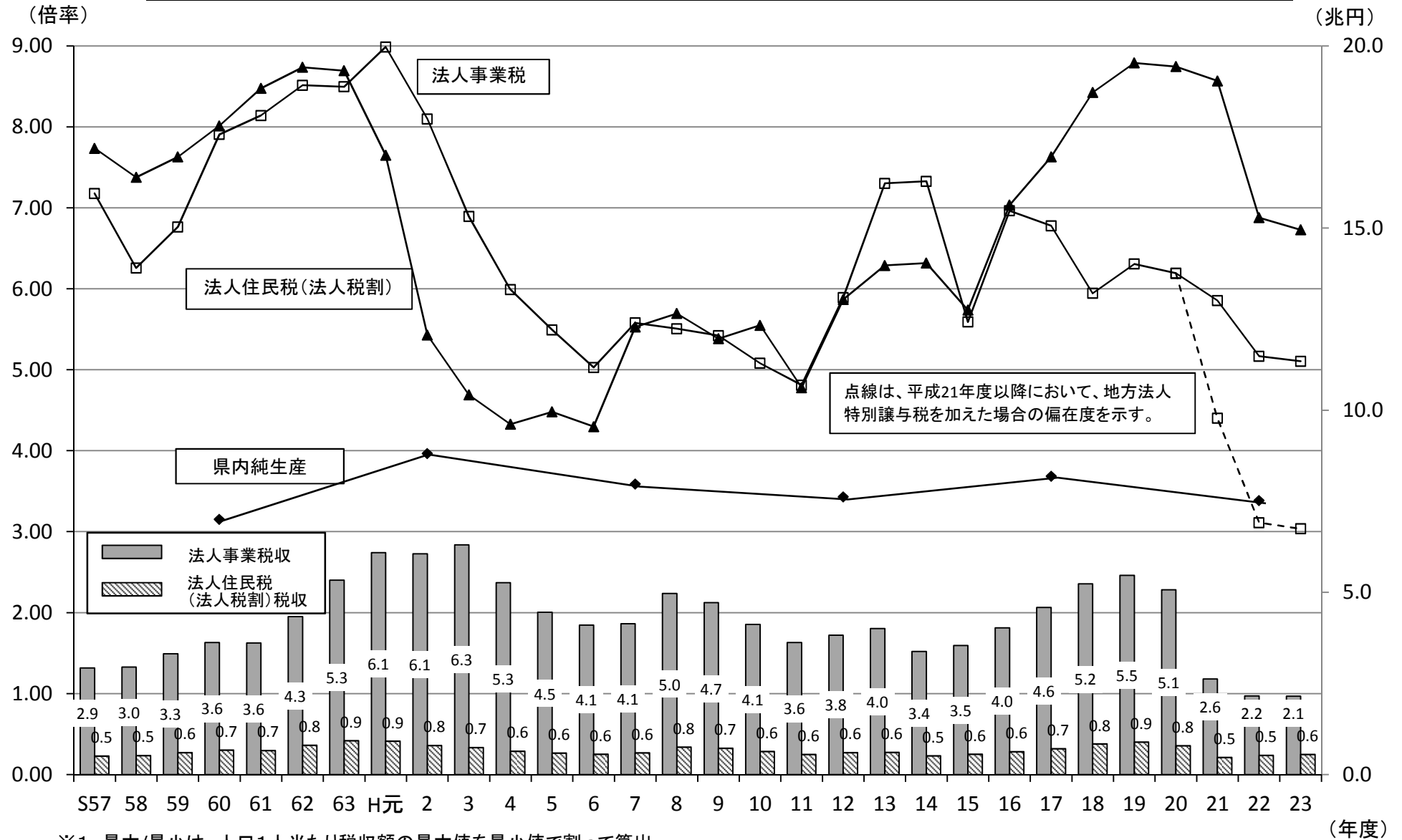
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移



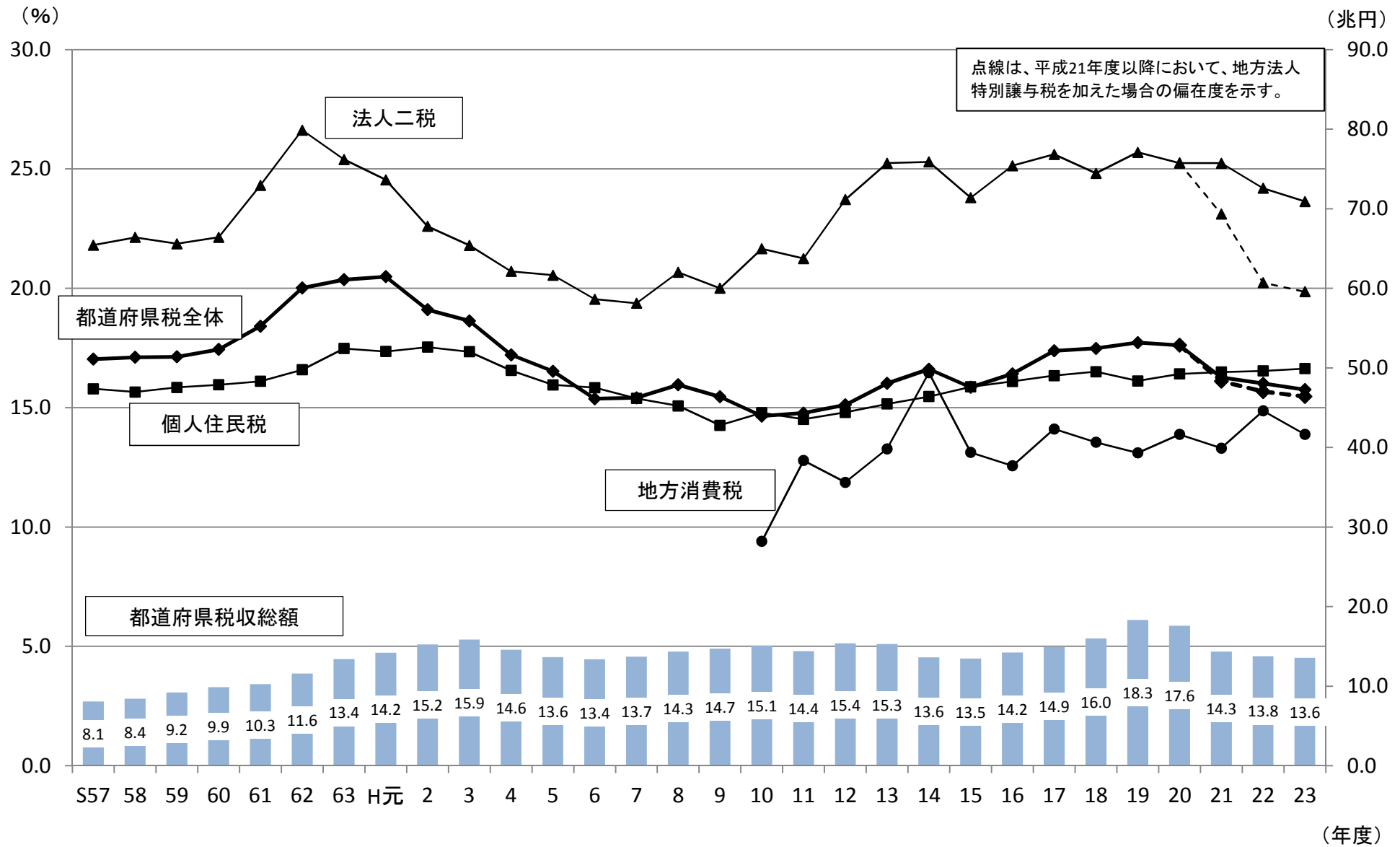
※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

## 都道府県税の偏在度(東京都シェア)の推移



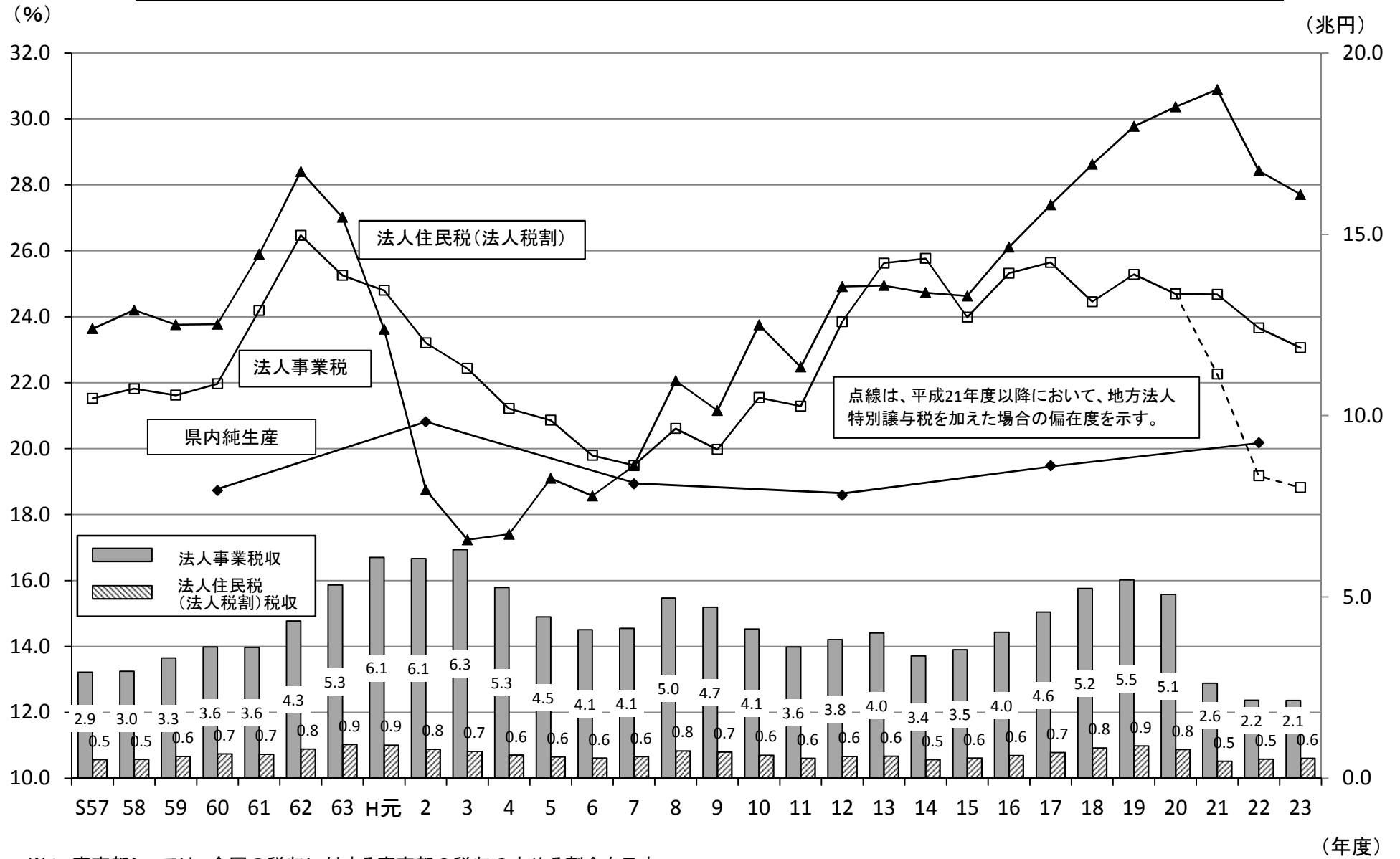
※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は、平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移



※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

## 都道府県税収の偏在度の変化

		ジニ係数		最大/最小		東京都シェア		
実績	平成17年度	0.105		3.10 倍		17.4%		
	平成19年度	0.113		3.20 倍		17.7%		
	平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	0.082		2.46 倍		15.8%	
		税収に地方法人特別譲与税を加算した場合	0.075		2.32 倍		15.5%	
試算		平成23年度 決算	5年 平均	平成23年度 決算	5年 平均	平成23年度 決算	5年 平均	
	地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元した場合	0.089	0.107	2.60 倍	3.15 倍	16.5%	17.9%	
	さらに地方消費税率を2.2%に引き上げた場合	0.079	0.094	2.45 倍	2.89 倍	16.0%	17.3%	

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

※3:「試算」欄の数値は、次の方法により試算した。

① 「平成23年度決算」欄の数値は、平成23年度の決算値を基に試算した。

② 「5年平均」欄の数値は、平成19～23年度の決算値の平均を基に試算した。その際、地方法人特別税・譲与税導入前及び平年度化前の平成19～21年度については、各年度の法人事業税収額(平成20、21年度においては地方法人特別税収額を加えたもの)を税率比により按分して地方法人特別税額を推計した上で、譲与基準(平成22年国勢調査人口及び平成21年経済センサス従業者数)により各都道府県に対する地方法人特別譲与税額を推計し、試算した。

※4: 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。なお、「試算」においては、平成23年度末の住民基本台帳人口を用いた。

# 税源の偏在とは ③

**○ 暫定措置を撤廃・復元しても、偏在は拡大しない。**

※地方法人特別税撤廃・復元及び地方消費税率引上げによる一人当たり税収の変化

(23年度都道府県税決算見込額調べ(地方行財政調査会)等に基づき東京都が試算)

	現行	暫定措置 撤廃・復元	地方消費税率 引上げ
最大(東京都)	173,897円	202,679円	236,126円
最小(沖縄県)	69,461円	76,515円	94,874円
倍率	<b>2.50倍</b>	<b>2.65倍</b>	<b>2.49倍</b>

倍率は、ほぼ変わらず。  
暫定措置を撤廃・復元しても、偏在は拡大しない。

(参考)変動係数の比較

変動係数	0.16	0.18	0.16
------	------	------	------



地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出についての試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p>地方消費税増加額 (1.2%分)</p> <p><u>2, 100億円</u></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p>	歳入(A')	<p>地方消費税増加額 (1.2%分)</p> <p>1兆3, 100億円 ①</p> <hr/> <p>臨時財政対策債の減少</p> <p>△5, 300億円 ②</p> <hr/> <p>① + ② = <u>7, 800億円</u></p>
歳出(B)	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>900億円</u></p>	歳出(B')	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>7, 800億円</u></p>
(A) - (B) = <b>1, 200億円</b>		(A') - (B') = <b>0</b>	

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

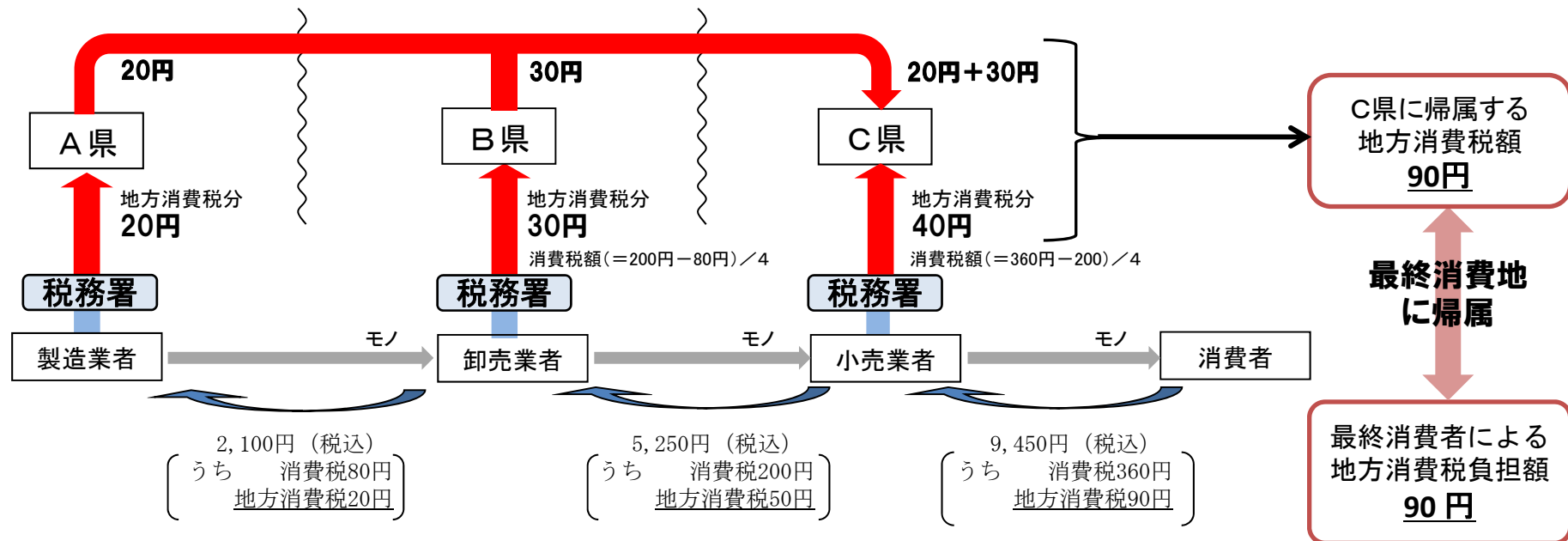
社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

# 地方消費税の清算基準について

## 消費税(国・地方)の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算

- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税金は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき(仕向地原則)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
- また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「税金が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と税金の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税金を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



## 現行の清算基準とウェイトの考え方

### 1. 現行の清算基準

清算基準の割合	ウェイト
「小売年間販売額」(商業統計) 「サービス業対個人事業収入額」(サービス業基本調査)の合算額	6 / 8 (75%)
「人口」(国勢調査)	1 / 8 (12.5%)
「従業者数」(経済センサス基礎調査)	1 / 8 (12.5%)

### 2. 清算基準に係る 6 / 8 (75%) 部分の考え方

		国民経済計算の最終消費支出											
商業統計 (H3調査)	143.6兆円 ×	5年度 2,729,766億円	=	159.1兆円									
		2年度 2,464,462億円											
サービス業 基本調査 (H元調査)	34.5兆円 ×	5年度 2,729,766億円	=	43.2兆円									
		63年度 2,182,328億円											
		【指定統計で把握できる消費】		計	202.3兆円								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成5年度消費税込(決算額) 7.0兆円 ①</li> <li>・平成6年度消費税込(補正予算) 7.2兆円 ②</li> <li>・中小特例 0.6兆円 ③</li> </ul>													
$((\text{①} + \text{②}) / 2 + \text{③}) \div 3 / 103 = \underline{264.4兆円}$													
【消費税の課税ベース】													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">指定統計で把握できる消費</td> <td style="width: 20%;">202.3兆円</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">76.5%</td> </tr> <tr> <td>消費税の課税ベース</td> <td>264.4兆円</td> <td style="text-align: center;">≒</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">75%</td> </tr> </table>						指定統計で把握できる消費	202.3兆円	=	76.5%	消費税の課税ベース	264.4兆円	≒	75%
指定統計で把握できる消費	202.3兆円	=	76.5%										
消費税の課税ベース	264.4兆円	≒	75%										

### 3. 清算基準に係る 2 / 8 (25%) 部分の考え方

商業統計やサービス業基本調査では都道府県ごとの小売年間販売額又はサービス業対個人事業収入額が把握できない部分(2 / 8部分)については、消費譲与税の譲与の基準としても用いられていた「人口」及び「従業者数」により代替することとした。

なお、消費譲与税の譲与基準については、対都道府県分は人口 : 従業者数 = 1 : 3により按分、対市町村分は人口 : 従業者 = 1 : 1により按分することとされていた。

## 本検討会における地方消費税の清算基準に関する主な御意見

### 【清算基準の見直しの必要性に関するもの】

- (法人課税の代替財源として、地方の消費課税のウェイトを高めることも1つのアイデアである旨の文脈で)ただ、地方消費税については、清算基準が大丈夫なのかということを、もう一度検討する部分があるかもしれない。
- 地方消費税と税源交換をする場合に考えなければならないのは、清算基準を精緻化するという問題。
- 現行の清算基準に用いている基幹統計では、一方で計上されてない部分があると同時に、他方で本来計上すべきでない最終消費が含まれている。
- また、非課税取引にかかわる控除できない仕入れ税額も地方消費税の清算基準にすべきであるが、現行の清算基準には全く算入されていないという問題がある。
- 今後の方向性としては、経済センサス活動調査が25年度公表される予定であると聞いているので、この経済センサス活動調査によって、より精緻な清算基準の改善を進める必要があるのではないか。

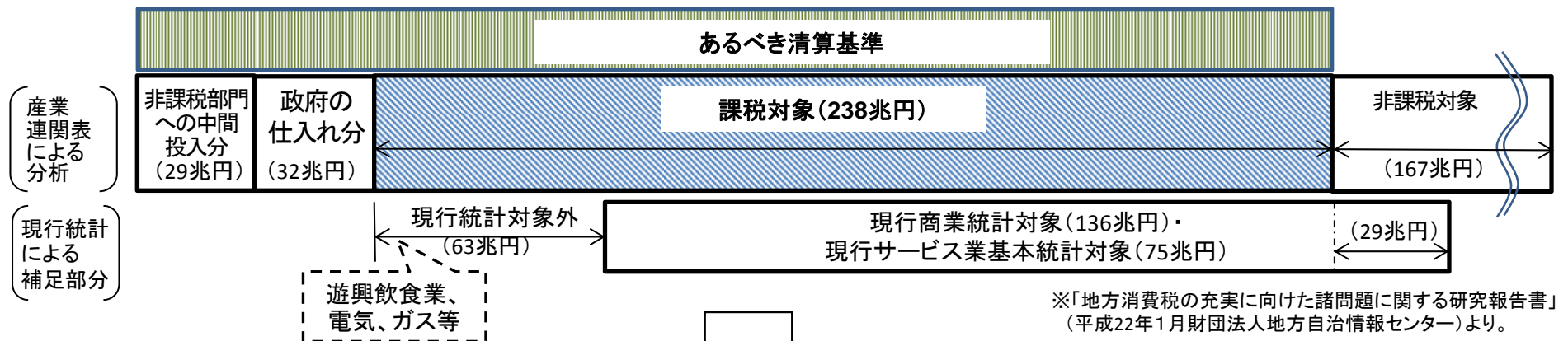
### 【その他】

- 地方消費税の清算基準で財政需要も考慮して配分をするというのは、これは無理筋だと思う。では、譲与税の形でやることができるのかというときに、譲与税という制度本来の趣旨からすると、どこまで財政需要のことを考慮して譲与税というものを考えることができるのかという整理が必要となる。
- 地方消費税の清算基準を実質的に財政力格差が縮むように設定するということも考えられるため、格差是正のためのやり方は、交付税のほかに地方税制度の枠組みの中でやれることをいろいろ考えていくべき。

## 現行の清算基準の課題

- 現行の清算基準(「消費に相当する額」の基準)については、
    - 「サービス業基本調査」では把握できない業種が少なからずあること(遊興飲食業、電気、ガス等)
    - 消費税には非課税とされる取引があるが、「サービス業基本調査」には、当該非課税取引分まで含まれていること
    - 一方、非課税取引を行った事業者自身は、仕入れの段階で消費税分を含んだ額を支払っており、その額は仕入れ税額控除の対象とならないため、最終的な消費税の負担者である。こうした事業者による「非課税部門への中間投入分」についても、清算基準に含めるべきであること
    - また、政府部門は負担した消費税を他に転嫁できないという意味において、最終的な消費税の負担者であり、こうした「政府の仕入れ分」についても清算基準に含めるべきであること
- 等の課題が指摘されているところ。

【平成17年産業連関表を用いた分析結果※】



平成25年8月以降に順次公表される予定である、全業種を対象にした新しい基幹統計「経済センサス活動調査」を活用することにより、上記の課題を踏まえつつ、清算基準をより精緻化する方向で検討作業に着手しているところ。

## 參考資料

# 経済センサスの概要

## 1 調査の意義・目的

- 我が国全体の経済活動を同一時点で横断的に把握する基本的な統計の整備
- 全産業分野を網羅した事業所・企業の共通母集団名簿の整備

## 2 大規模統計調査の統合

(※現行の地方消費税の清算基準に用いている統計のみを記載)

- 事業所・企業統計調査
  - サービス業基本調査
  - 商業統計調査
- ⇒ 平成21・24年は実施せず。26年以後、経済センサス活動調査実施の2年後に実施。

## 3 調査の概要

- 基幹統計調査として実施
- 農林漁家、家事サービス業、外国公務を除く、全ての事業所及び企業を対象
- 平成21年に行政記録等の企業の名称・所在地等の情報を利用し、事業所・企業の捕捉に重点を置いた「経済センサス基礎調査」を実施(平成21年7月実施。平成23年6月確報公表)
- 平成21年の「経済センサス基礎調査」により得られた情報を有効に利用して、平成23年度に経理項目の把握に重点を置いた「経済センサス活動調査」を実施(平成24年2月実施。平成25年8月末以降順次確報公表)

## 4 対象把握の改善

登記簿情報により、これまで調査員調査では把握困難だった事業所を把握



## Ⅱ 税制抜本改革の推進

### 1 社会保障と税の一体改革

#### (4)「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入される経済センサスによっては正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。